

村落の移転

渡辺 兵力

一 村落の再編成

(イ) 最近の激しい都市化・工業化の諸影響をうけて各地の農村は構造的な変化をはじめている。このような農村構造の諸変化は、社会の近代化過程における不可避的現象といえる側面もあるが、その変化のすべてが農業生産の遂行や農村生活にとって望ましいものばかりではない。こうした状況の進展に対応していくための一つの行き方として、最近になって「集落の再編成」という問題が提起された。用語がさきに生まれたがその内容や方法については明らかでない点が非常に多い。この問題についての学問的研究も行政手法の検討もほとんど未着手に近い

というのが現状であろう。おそらく集落再編成とは、村落構造の客観的諸変化がかなりの程度進行しつつある特定の村落で、旧来の村落構造のままでは種々の不都合が生じた場合に、それを計画的に改変することをいいあらわす用語であろう。

集落の再編成というからには、開拓・入植のように新しい場所に新しい居住集落をつくることを指しているのではなく、昔からあった伝統の村落を編成しなおすことを意味している。その場合にも少なくともつぎの二つの異なった再編成のパターンが考えられる。その一つは、集落の再開発と呼んでよいような再編成である。すなわち既存集落の位置はそのままで、あるいはその村落の領域内で改変が行なわれる方式である。その二は、集落が他の場所（村落の領域外）に移転していくという方式、すなわち「移る」という経路を経て再編成が行なわれるのであるから、前者とはちがったパターンと考えたい。

表題のとおり、本稿では後者に関連する問題を検討しようとしている。とはいえ移転の方法や転職先の具体的な問題を論じようというのではない。このノートの目的は村落移転現象を紹介して村落そのものの本質をめぐる一、二の問題の検討を試みることにある。

(ロ) 今日のところ、集落の再編成という表現が使われている

が、正確には村落再編成と呼びたい。農林統計用語でいう「農業集落」である。一九七〇年・農業センサスの農業集落調査の農業集落の概念によれば、村落にはフィジカルな側面（Ⅱ集落の土地）とノン・フィジカルな側面（Ⅱ部落の範囲）とがあると理解している。前者をいうときにはこれを集落と呼び、後者の場合を部落といつて用語を使いわけることにする。両者を総合するときの呼称を村落という。最近になっていわれだした「集落再編成」の内容はまだ明確ではないが、多くの人々、とくに行政用語として使うときのイメージは主としてフィジカル・サイドの諸整備を問題にしていると思われるので、これを集落の再整備と呼ぶのが適當と考える。しかし農業集落のフィジカルな側面をいかに整備しても、それら物的諸条件を活用する主体である人々の問題すなわちノン・フィジカルな側面を不問にするわけにはいかないであらう。そこで必ず部落の再組織、という問題のあることを強調し、この二つを総合して扱うときに村落の再編成と呼ぶことにしたい。したがって、表題の「村落の移転」というのは村落領域外への移転を伴う村落の再編成という意味である。

農山村地域では種々の原因から逐次村落構造がかわっていく。構造変化がおれば当然村落機能の変化をもたらす。村落機能の主体的な担手は基礎的社会集団ともいふべき部落である。

部落は村落の存続のために必要な各種の目的・機能集団をその必要に応じて生みだしていく母体的な基本的機能をもっていると理解してきたが、前述した部落の再組織とはこのような各種集団を廃しあるいは作ることをも含めた意味のものと解したい。けれども、これら特定の機能集団の組織化だけを再組織と呼ぶのでは不十分であつて、村落自体の存続が危機にたつたときに新しい部落構造を計画的につくりだしていくのが本格的な意味での部落再組織といたい。すなわち村落の再生のための「組織づくり」ということになる。

(ハ) 村落構造の変化が主としてフィジカルな側面から大きくかわる場合に、村民の側から集落構造の改変の要請がだされることがある。こうした状況に対応するために集落構造各構成要因を改善していくことがあり、このことを集落再整備と呼んでもよい。しかし部落再組織の場合と同様に集落構造の個々の要因の個別的な整備、たとえば土地改良事業、道路改修、共同施設の建設といった類の事業だけを本格的なすなわち、村落再編成の一環としての集落再整備と呼称するのはいささか不適當であらう。やはり「集落の土地」のあらゆる地目について、既往の土地利用を大がかりに転換するような規模の改変を伴う場合はじめて本格的な集落の再整備と呼びうるものと考えたい。

村落の移転について述べたのと同じように、各村落の固有の領域の内での再整備と、他の領域へ移転して再整備するという場合とがあり、前者を村落再開発と呼んで後者と区別すべきである。みかけのうえで一つの集落が移転する例はさほど珍しくはない。たとえば、ダム、道路、鉄道などの建設といった公共的大事業の遂行のために必要な用地内に集落（主として居住区）があるとき、それを他の場所に移すことが一般に行なわれている。けれども、こうした個々の村落からすれば村域外に移転を迫る要因がある、いわば他律的な理由によって移転するときと、地元的理由から村落の領域外に自主的に移る場合とは同じ移転であつても大いに意味がちがひ、問題もちがつてこよう。

いずれにせよ、集落再整備の主な仕事はいわゆる「施設づくり」であつて、行政サイドあるいは地域計画の問題意識ではなくこの施設づくりの方を重要視しがちである。

また、村落の移転を伴う再編成という場合に、ややもすると「移りさき」の方の問題に注意が向き、「移りかた」の問題が軽視されがちになりはしないか。実はどういふかたちで移るかによつて、移りさきでの問題もいろいろとかわるであらうから、「移りかた」の問題は重要である。

さらに、村落の居住者がたんに各自の居を他の場所に移すというここと、村落という地域社会全体が移るといふ問題とは

本質的にちがつた問題ではないか。このノートはこの点に一つの問題を求めた。村落が移るといふ未経験な行動をとらうとするときに、普段では顕在化しない村落の姿が表面化して村落の本質を理解するのに役だつ問題が発見できるのではないかと期待している。しかし、このノートでは移転の事例について実証的に検討しようというのではなく、その前提として吟味しておくべき二、三の問題点を扱うのにとどまつてゐる。

注(一) 「農業集落調査」(七〇年センサス)では農業集落

(「センサス調査単位」)をつぎのようにとらえた。すなわち、「農業集落とは、農家が農業上相互に最も密接に共同しあつてゐる農家集団である」と定義し(「臨農」のときの定義)、その集団の土台には農業集落に属する土地があり、それを農業集落の領域と呼び、この領域の確認に力点をおいた。この意味で、農業集落の範囲を属地的にとらえ、一定の土地(地理的な領域)と家(社会的な領域)とを成立要件とした農村の地域社会であるという考え方をとり、これを農業集落とした(『一九七〇年・世界農林業センサス結果概要(Ⅱ)』、一九七〇年一二月、農林省、三七頁参照)。

(2)

村落についての筆者の理解については『本誌』第二四巻第一号、拙稿「農村の地域単位・村落」に概説した。本稿における村落構造、村落機能などの用語概念

は拙稿を参照されたい。

二 村落移転の必要と矛盾

(イ) 今日までのところは村落の移転現象はそれほど多くはないといつてよからう。けれども、村落構造変化の進展のいかんによつてはこれが各地で現実的な問題になるものと思われる。

村落が移る必要が発生する理由はいろいろであるが、大別すれば、国レベルの発想からと地元（＝地方）レベルの事情からとの二つにならう。これをさらに再分して個々のパターンについて若干の説明を加えるとなつぎのようにならう。

(1) 公共施設用地取得

上位計画として公共施設の建設が計画されて、そのための用地内の既存の村落を、通常は補償をして他の場所に移転させる場合。すなわち文字どおりの他律的移転である。この種の移転の一つの特色は、移転が有償でかつ移転後の跡地の土地所有関係と土地利用形態とが大きくかわるという点にある。いいかえれば無住区となる跡地（「集落の土地」）の全部または一部が転換する移転方式という点が重要な特色といえる。

(2) 地域計画的判断

最近の地域開発計画の新しい考え方の一つにいわれる広域生活圏の形成といわれるものがある。現にこの構想による施策が

一部で実施されようとしている。この考え方は地方核都市を中心とした生活圏の存在に着目して、積極的により合理的な生活圏域をつくつていこうというのである。この種の構想および施策の細かいことについては種々の意見や提案があるが、大体において一二次生活圏と呼ぶ段階的生活圏域を図上に設定して、一次生活圏域以下の末端的な単位圏域を基礎集落圏として、いわゆる集落再編成あるいは再整備をこの基礎集落圏づくりの体系のなかで扱つていこうというのである。当然、基礎集落圏からはずれている既存の村落がでてくる。それを基礎集落圏域内のどこかに移転させるのが合理的だということになる。もしこの広域生活圏域構想が公認されて各地で実施の運びとなれば、かなりの村落が地域計画的合理性という考え方によつて他律的に移転を促進されることにならう。

以上、(1)の場合は公共的立場から土地利用の転換が合理的であるという判断から移転を迫り、(2)の場合は生活環境の合理的な整備が公共的視点からも評価できるという見方から移転を促がすということであつて、いずれも国レベルの上位の判断にもとづく移転である。しかし(1)と(2)とは移転を必要とみなす直接的な原因がちがひ、また移転に伴つて生ずる状況変化にも大きいちがひがある。

(3) 市町村当局の立場

今日の段階の過疎化地域の市町村当局がほぼ共通してもっている問題意識は、現状以上に地域住民人口の域外流出を阻止したいという強い願いである。その一つの方策として市町村域内の過疎化の最も深刻な地区の集落を域内でより所得・生活条件の良好な地区へ移せば人口流出を防ぐことができるであろうという発想で村落の移転を施策化する。この外にも末端の村落に対する地方自治行政とくに各種のサービス行政の実施が種々の理由から町村の負担になり困難になってきたので、行政的扱いに便利な地区へ僻地村落を移転させて行政効率をたかめようといった発想もある。このように、現在のところ若干の過疎地域で具体化してきている地方行政サイドからイニシアチブをとった村落移転計画の考え方は、総じて消極的な地域対策といった性格のものが多く、しかし、そのうち農林業生産の近代化を実現するために村落移転が必要であるといった発想も地方行政レベルからでてくるであろう。

(4) 地元住民的立場

村落の側が自発的に移転を構想するという例は少ないかも知れないが、後述するように個別的な挙家離村が必要になってくるのと同じ理由から村落移転を村落自体が計画する例もこれからはでてくると予想される。

過疎・農山村地域では主として生活上の諸困難（例、嫁き

ん・教育・医療・買物等々）が激しくなってきた、このままでは「生活」ができないという理由。あるいは生活条件の悪化もさることながら地元での所得形成力が低いことあるいは所得獲得機会が少ないことなどの理由によって、生活・所得環境のよい場所へ移りたいと考えるところが出てくる。こうした地元住民の理由は村民の個人的事情（年齢層、性別、統柄、職歴等）のちがいでよって、各人のいわゆる生活感に差異が生じてきているから、なかなか部落社会全体の地元的意向はまとまりにくいであろう。

(ロ) 地元レベルの理由から村落移転が問題になるところはいわゆる過疎地域に多い。実際には各種各様の直接的な原因や理由があって移転が問題化する。そこで原則的な移転の必要性をめぐる問題状況を要約的に描けばおおよそつきようになろう。

(1) 個々の村落の過疎化の第一歩は地域居住者の域外流出現象からはじまる。流出の多くは非可逆的であるから村落に残った者の「生活」活動に種々の困難が生まれる。そのことがさらに村落の「人と家」の流出を促進して、加速化され、そこに一種の悪循環がはじまる。実際は地域条件の相違で事情がちがうから一概にはいえないが、村落内居住者が減少して人口構造の変化がある限度を越えると、もはや村落のそこの存続が不可

能となってムラをあげての離村をせざるをえない事態にたちいたる。多くの場合、こうした破局的事態に至るまえに村落の側から町村当局に村民的な「生活」諸条件を整備することについての諸要請が提起される。ところが市町村当局は村民の個別的断片的要請に 대응していくことがむずかしいので、村民的要請を他の対策で解決していくために、「移転」という対策を発想する。前述の(3)項で述べたケースがこれである。

ところが、このかたちの村民の要請と行政当局の対策との間にはしばしば矛盾が存在している場合が多い。過疎化村落の村民的要請は、「ムラを去りたくない」という基本的な心情から出発しているものであろう。それ故に「生活」上の諸困難の緩和策を要請する。これに対する行政側の対応が「ムラを計画的に集める(集村方式)」というかたちでくだされる。本来、「止どまる」ことを前提とした要請に「移転」という対応で応えるのであるから、これは一つの矛盾といえよう。また、市町村当局の考えている集村方式の多くは、自分の行政管轄区域内に「集める」というかたちでのものである。一方、村落側の個々の居住者の私的利益からすると、「移る」のであれば少しでも生活条件の良い場所への移転の方が有利と考えるであらう。すなわち、移転先は行政区域の内外は問わないという考えが妥当である。ここでも、両者の立場は逆になり、「とどめる」(行政

側)と「出ていく」(村民側)という相矛盾する発想状況が生まれる可能性がある。筆者の調査した若干の事例のなかにもこの二つの矛盾が認められた。

(2) 上述のような矛盾の状況は村落(村民)と行政当局との間にだけあるとはいえない。実は村落と個々の「家」との間に、また「家」と各家族員Ⅱ「人」との間にも存在している。

原型的村落社会(部落)では、その成員である個々の「家」は部落構造のなかでそれぞれ位置づけられていて、各「家」は原則として部落の意志にしたがって行動していた。しかし時代の推移とともに「家」は次第に近代的世帯あるいは家族集団としての性格をもちだして部落の枠組みのなかでの「家」のとりべき行動から逸脱した行動をとりはじめるようになる。けれども部落が部落として存在している以上は、部落という集団自体はおのれの存続を強く主張する。ここに、「家連合」とも呼ばれた部落・家の一体的・総合的な部落構造が内側から崩れはじめる。このような崩壊の過程で部落はなお在来の構造の存続を願い、「家」は脱部落的行動へ指向するという矛盾関係が生まれる。これとはほぼ同じメカニズムをもった矛盾関係が「家と人」との間にも存在している。「家」の脱部落的行動は実は「家と人」との間の矛盾に起因しているともいえる。

伝承された村落における「家」はその存続を本能的に望んで

いよう。そして、村落に居住してこそ各「家」は部落の成員である。また村落のなかでの「家」としての存在の意味は土地所有という物的基礎のうえに成立していた。この「居住と所有」という要件は村落における「家」の存続にとって基本的な条件であろう。一方において、「家」（世帯）の構成員である「人」の方は近代化一般の波を浴びて「家」からの脱出を指向するようになる。これを決定づけている契機は社会的な生産力一般の発展と個人の職業選択の自由という原則が「家―部落」のなかで次第に公認されてきたという環境の変化である。ここにいう「家」からの脱出は世帯―集落という集団あるいは地域からの物理的な脱出だけを指していないが、若い人々の脱出は主として物理的脱出のかたちをとる。すなわち離村していく。おそらく「家」の側は「人」をとどめようとし、「人」の側は離れていくとする。ここに「家と人」との間の矛盾が生まれる。「部落・家」の側には集団の安定化あるいは存続を強く望む指向性が働いているのに対して、「世帯・人」の側は所得・生活条件の向上を追求する心情が強く、敢えて不安定な条件の方向へも行動しようとする。それ故にこの相背反する行動類型が村落の場では二重の矛盾関係を生む、というのが以上の想定である。そうであれば村落におけるあらゆる移転・流出現象の実現には種々の抵抗が働いているといえよう。

(3) 村落の移転という場合は、その「移り方」のいかんにかかわらず多数の「家」または世帯の地理的移動現象としてあらわれよう。普通の世帯の引越しも摩擦や抵抗が働くが、それが集団の場合ともなればそれらが累積して作用するから、各種の要因のもつて複雑な問題が内在するであろうが、それら諸要因は結局は人々あるいは世帯を村落から「押しだす」力か、逆にそれを「押しとどめる」力として働き、この二つの相反する力の均衡または不均衡によつて移転現象なるものが実現すると考えられる。「押しだす」力がまさる状況をつくりだすには前述の二つの矛盾関係に何等かの解決を与えねばならない。この矛盾の打破にはタイミングとモメントが重要であろう。この二つの発見とそれを利用した矛盾関係の打破は第三者の介入よりも地元（町村・村落・「家」の各段階）の自主性にまかせるのが妥当ではないかと思われる。そこで第三者の立場でこの問題にかかわるには、村落移転という社会現象の原理的なメカニズムを客観的に明らかにすることへの努力にとどまらざるをえない。

注(3) 村落の移転を計画しているところは過疎・山村地域に多い。山村地域で移転問題をかかえているところの実情については、つぎの報告書を参照されたい。渡辺兵力編『山村集落の構造分析と再編成計画』（報告一）、

四四年度、報告(一)、四五年度)、山村振興調査会刊。
なお、現在は村当局の構想段階であるが、青森県の稲垣村(平場・水田地帯)では全村の全集落を集村するという再編成構想をもっている。

- (4) 岩手県沢内村の長瀬野という農業集落では、農業近代化を目指した集落再開発的な移転が計画されている。
注(3)の『報告』(一)参照。

- (5) 過疎地域で個別的に挙家離村していく場合、その移転先が自分の町村域外である事例が非常に多い(後述)。移転の直接的な理由と隣接地域の状況のいかんが関係する現象であるから一概にはいえないが、移転者の私経済・私生活的利益からすれば域外への移転の方が有利な場合が多い。

- (6) 村落構造における「家と人」との理解については注(2)であげた拙稿にある程度述べたので省略した。最近の村落構造の変化過程については詳述しないが、村落のなかで個々の村民や個々の「家」(「家主」)がどのように行動するか、この行動自体が各村落構造の個性的な変化の仕方をもたらす主要因といえよう。その場面で二つの矛盾関係の具体的な在り方が重要な意味をもつであろう。

三 移転機構と類型

(イ) 前節の(イ)項(1)で指摘した公共施設用地取得のために村落移転が行なわれる場合あるいは自然災害などの場合を別にすれば、一般に一つの村落の移転が突如としておこることはほとんどなく、原則として村落の住民が個別的に「ムラを去っていく」現象が先行して、それがある限度・条件に達すると村落が動くかあるいは動かざるをえなくなる、といった段階を経るであろう。

農山村地域から人口・労力が持続的に流出していく個々の理由とはとにかくとして、流出の主役は男女の別なくまず若い年齢層からはじまる。その結果、村落に残っている常住人口の年齢構成は老齢化していく。若い層の域外流出が村落の「家」のすべてにおよぶ場合と特定の条件の「家」に片寄る場合とがあつて、その影響はややちがうが、いずれにせよ村落居住の世帯は小家族化していく。そして、個々の世帯の村落での所得形成力および「生活」力は低下する。このように村落居住各世帯の世帯員の単独的流出が原因となつて残存世帯の所得形成力や「生活」力が停滞ないし低下してきた世帯のことを「過疎化家族」と呼んでよからう。この世帯の過疎化が限度を越えすすむといわゆる挙家離村が発生する。

すでに多言するまでもなく村落に居住する者の「生活」(生産・所得活動を含む広い意味の生活)は各「家」が孤立・独立して遂行されてはいない。種々な私たちの共同ないし協働的な関係すなわち一定の村落機能の發揮を前提としてはじめて村落での「生活」は成立する。ところが前述した過疎化家族が増えれば村落機能にも関係してきて、村落機能が低下する場合が多い。それがある限度を越えると村落での人々の「生活」の維持が困難になる。いわゆる地域論的過疎地域は、実はこのような過疎化家族の累積から発現するといえよう。問題が個々の世帯の過疎化にとどまっている間は地域としての過疎現象は発生しにくい。が、過疎化家族の存在が村落機能に影響する段階にいたり、過疎は地域問題に転ずる。しかも、村落社会の構造は個々の成員の事情が集団全体に反映しやすいから、各「家」の過疎化がただちに村落の過疎化をひきおこす場合が多い。

「家」には二つの側面、すなわち制度的家と世帯的家とがある(3)と理解してきた。したがって通称される挙家離村、というときにも、制度的家の離村と世帯的家だけが離村するという場合とがあると考えたい。この区別は個々の「家」にとっても重要な問題であるが村落の側からいっても軽視できない問題であろう。常識に考えれば、世帯員の全員が居住地を去って他に移れば、それは世帯の移転(戸数減)というべきである。けれども、そ

の移転にさいして家産(土地・建物・墓など)および村落での権利と義務までも背負って(処分・放棄を含む)「ムラを去った」場合は制度的家の移転といふべきであろう。とはいえ現実にはどのような条件なり状況で村落を去ることを「家が移った」と判断するかという点では、個々の「家」の判断と部落のそれとは合致しない場合がある。村落論からすると、部落の立場あるいは部落の論理からいってどのような条件であれば「家」離村と判断するのが甚だ興味のある課題といえよう。(8)

(ロ) いずれにせよ、「家」は村落(部落)の成員であるからいわゆる挙家離村は重大な部落構造の変化である。この挙家離村現象(A)には世帯的家の離村(A₁)と制度的家の離村(A₂)との二つのパターンが設定でき、現実には発生している挙家離村現象を二つのパターンに類型化する必要がある。おそらくA₁型が先行して段階的にA₂型へ移行するケースが多いと思われるが、はじめからA₂型離村をする場合も少なくないであろう。

A₂型・「家」までもムラを去る、A₁型・世帯だけがムラを去る、という区別は村落にとっても問題だが、移転先での「住み方」に大いに関係のある問題と思われる。とくに、計画的な移転を実施して、移転先で集団的な住居区を造成する場合に、その基本設計の重要な前提条件とならう。(9)

挙家離村のパターンについては、 A_1 ・ A_2 型とは別の側面からの区別ができる。すなわち挙家離村現象發生の経路のちがいにによる区別である。その一つは前述したように世帯員の単独離村が先行して過疎家族化し、遂に村落で「生活」できなくなつてムラを去る場合(A_3)である。その二は単独離村を経ずに村落での低い所得・生活状況に見切りをつけ計画的に一気に家族全員がムラを去る場合(A_4)である。これまでの各地での知見では A_3 型は中・下層の「家」に多く、 A_4 型はどちらかといえば上層の「家」にみられるパターンのものである。実際にはいずれかを明確に区別しにくい混合型といつてよい経路をたどる場合も少なくない。

(ハ) 個々の挙家離村(A)の類型は以上のとおりであるが、これを村落との関連でみるとまた種々の類型設定が可能である。この問題を、ムラの「去り方」(B)と「住み方」(C)という別の視点から扱って、あとで(B)と(C)とを組み合わせるといふ方法によつて整理してみる。

(B) ムラの「去り方」の類型

B_1 型 単独・挙家離村

B_2 型 集団・

B_3 型 挙村・

B_1 型は各地で一般にみられる。去つていく個々の「家」についての「去り方」の吟味(A の類型化の問題)は必要であるが村落移転とは直接には関係しない。ただ、 B_1 型の離村・移転が一つの村落でつづくと、その村落の存続が困難になる場合が多いので、前述したように(A)類型の検討が必要であらう。 B_2 型は B_1 型が現象として一時に発生した場合とも解釈できる。この場合に「集団的」というかたちをとるあるいはとらざるをえない理由は種々あろうが、他律的、強制的立ち退き離村がこの型の典型といえよう。 B_3 型は文字どおりの村落の移転である。それ故にこれを「挙村」と呼んだ。みかけのうえでは居住世帯の全戸が「去る」のであるから去り方は B_3 型と同じであるが、すべての「家」が村落という基礎的社会集団を維持したままて村域を去るのであつて、その意味は B_2 型と大いにちがう。もっとも、現象としては全戸移転でも、全部の「家」が去るケース(A_2)と世帯が去るケース(A_1)とがあるかもしれない。この辺が村落論として関心をもちたい課題である。筆者の現在の知見では、「家」の移転問題についてと同様に、どのような条件によつて B_3 型 $\parallel$ 挙村型といえるかを判定する基準については断言できかねる。⁽¹⁰⁾ここでは B_1 ・ B_3 という三つの類型を提案するにとどまらざるをえない。

(C) 「住み方」の類型

C₁型 分散・単独移住

C₂型 集団・団地づくり

C₃型 挙村・ムラづくり

C₁型はB₁型と結びついて単独・分散離村という一つの基本的な類型となる。これまで各地で多くみられる挙家離村の大半はB₁—C₁型であろう。C₂型は移り先でまとまった居住区団地を形成する場合である。B₂型とC₂型とが必ず結びつくとはきまらないが、B₂—C₂型も存在しえよう。強制立ち退きによる移転ではC₂型の住み方をさせる場合がある。C₃型は移り先で再びムラすなわち村落をつくるという方式である。移り先は何処でもよいが、そこが農村的地域であれば、必ずそこに村落が存在しているから、C₃型は他の既存の村落の領域のなかに別の村落が侵入していった「住み方」が実現できるものかどうかは速断できないが、少なくともこれまであまり事例がないといってよいパターンである。

(ハ) 以上、「家と部落」の「去り方と住み方」とを別個に検討したが、これを組み合わせるとまたいくつかのパターンが設定できる。形式的にまとめるとつぎの六とおりになる。

B₁・C₁ 単独離村・分散移住

B₂・C₁ 集団離村・分散移住

B₂・C₂ 集団離村・団地づくり

B₃・C₁ 挙村離村・分散移住

B₃・C₂ 挙村離村・団地づくり

B₃・C₃ 挙村離村・ムラづくり

このうちでB₁・C₁型が一番事例の多い類型であろう。B₂・C₁型がそれにすぐ多数例ではないか。B₂・C₂型が過疎地域で最近計画されているいわゆる集村方式の集落再編成に多い類型と考えられる。B₃・C₁型は最近各地で発生しだしている型といえる。計画的な村落移転問題として検討すべきはB₃・C₂型とB₃・C₃型とであろう。B₃・C₂型は離村は挙村型であって、「住み方」の方が集団的な居住であるから、受け入れ側の村落からすればB₂・C₂型とかわりがない。

「住み方」の問題は受け入れ側の村落の問題とかかわり合いがある。ある村落の領域のなかに、別の地域の人または世帯が侵入していく現象は市街化地域に多いし、かつては開拓・入植で経験している。したがって問題はないといえるかも知れない。市街化地域では村落に他所者・非農家世帯が侵入してくる。この場合の侵入者は村民ではなく市民である。実は、一体誰れが移ってくるかということが受け入れ側の村落にとってはきわめて重要な問題であろう。また、これまでの開拓・入植のケース

は入植する場所が既存の村落の領域内であっても、事実上それまではあまり利用していなかったところが多かったこと、とくに緊急開拓は国レベルの事業であったので行政的な強制力がかかり働いたなどの理由から受け入れられたと解される。おそらく、受け入れ側の村落は結果的にあるいは既定事実として自分たちの領域を開拓者集団に割譲したという考え方をしたものと思われる。

筆者の若干の調査例のなかに、村落は固有の領域を事実上他に割譲する場合があった。すなわち、「集落の土地」を他に分けることが村落の存続にどうしても必要であると認めると、部落の意志で自己の領域の分割をする。もし、割譲しないままで領域内に他所者が住めば、当然のこととしてその部落の秩序にしたがうことになる。B₃・C₃型の移転では受け入れ村落が領域の一部を割譲してくれることが絶対的な条件となる。

ところが村落の「去り方」が挙村型(B₃)であれば、去る人の希望する「住み方」はムラづくり型(C₃)になる。したがって、B₃・C₃型の成立には非常に沢山の問題がある。またもし、B₃・C₃型移転が実現するのであれば、われわれの村落論の一つの課題としている「村落融合」が現実化することになる⁽¹¹⁾。

注(7) 「家」構造についての概説も注(8)の拙稿に述べて

ある。

(8) 部落は社会集団であるが普通の集団のように個人を成員とする集団でなく、「家」(「家主」)を構成単位とした集団であると考えている。それ故に、部落が「家」か世帯かをどう判断するか、あるいはその識別基準を重視したい。もちろんこれは地域によってちがいがい、時代とともに変化しているであろう。なお、「家」がムラを「去る」ということと、その「家」の存続の問題とどう関係づけるかが一つの問題点である。制度的家の離村であれば村落には「家」が存在しないことになるが、なお移転先で「家」(觀念的伝承の家)はつづくであろう。

(9) 各家の移転の意志決定にさいいて、部落総会といった手つづきを経た移転はB₃型といえようが、フィジカルな条件についてどう考えるかが問題である。

(10) 挙村型の挙家離村であれば、去る「家」は存続したままで移動していくわけであり、移住先で再び村落を形成する場合には、かつての村落に居住していたときの「家と家」との関係や部落秩序がそのままか、変質してかは別として、とにかく維持されることになる。そうであれば移転先の居住区の基本計画にさいいてこの点を十分に考慮していかなばならない。

(11) 日本の村落には固有の領域が存在しているという理

解が、今回の「農業集落調査」の調査設計における重要な想定となっている。そして、各村落の領域を画しているいわゆる「村境」は、容易に第三者の関与できない性質の境と考えた。そこで、少なくとも今日までは村落相互の間の境界線を撤廃した「村落合併」はその例をみないであろうし、一つの村落域には他の村落が侵入していく「村落融合」もきわめて稀れにしか実現できないであろうと考えている。しかし、村落社会の本格的な近代化のためには、この村境をとりはらう必要があるとも想定している。これが村落論の一つの実験的課題である。

四 挙村・挙家離村の事例

(イ) 筆者は北陸のある豪雪・山村を訪問する機会をえた。それは約五〇〇戸の村であるが、昭和三五〜四五年の一〇年間に四二戸が村域外に転出・離村した。しかも、この期間の転出農家の所在地が村域の特定地区に集中しているため、事実上二つの村落（農業集落）が消滅し、さらに消滅寸前の集落ができてしまった。そこで村当局はこのような急激な過疎化に対する対応策として、人口・戸数の減少のどくに集中している地区の残存集落を、村域内のある地区への集団移転を促進する集村方式の集

落再編計画を構想している。筆者の訪問の目的はこの構想を検討することにあつたが、その時にはすでに B_1 ・ C_1 型あるいは B_2 ・ C_2 型すなわち単独ないし集団型（ B ）の分散移住の事例がいくつあつたので、そのなから二、三の事例をとりあげて、いわゆる挙家離村現象を村落論的視点からの問題点を二、三指摘しておきたい。

(ロ) 対象地域は富山県婦負郡山田村という。この村は富山平野の南西部にあたり、富山市の中心部（中心集落所在地）から山田村の中心部までの距離は約二五キロであるから、一応距離的には富山市の通勤圏内にある。しかし、村域の林野率は八〇%以上であつて、奥地の積雪は二メートルを越えるところであるから、「豪雪・山村」と呼ぶべきところである。

地域居住人口は昭和三〇年以降減少をつづけ、昭和三五〜四〇年の間の人口減少率が（一）一三%であつたから「過疎法」の適用のうけられる過疎地域として公認された。総戸数の方は昭和二五年（五七三戸）が最高で、それ以降漸減をつづけ、三五〜四〇年の間に（一）五・六%というかなりな減少をみた。その後も戸数減の傾向はつづき、三五〜四五年の一〇年間に、約五〇戸減少している。そのうちの上記四二戸が農家の転出ということになる。山田村は地形や集落分布を勘案すると四つの地区に区

第1表 山田村南部地区の転出戸数年次分布

集落名	35年の 戸 数	昭和34～45年の各年転出戸数（カッコ内は34年）												
		35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	計	
高 清 水	4戸								2	2			4	
深 道	7				1	1		3				3	8	
数 納	11	(1)			1		1		1	1			5	
若 狭	6									2	1	1	4	
居 舟	6										1		1	
鍋 谷	11					1							1	
谷	11		1										1	
南部地区	56	(1)	1	—	2	2	1	3	3	5	2	4	24	

《ノート》 村落の移転

分できるが、そのうちの南部地区と通称されている奥地（山田川の谷筋沿い）にある七集落は、昭和三五年に五六戸あったが、今日（四五年一〇月）では三二戸になって、その間に二つの集落が完全に無住地区になってしまった。また現在残っている家がわずかに二戸といった過疎化集落もできた。

過去の一〇年間の山田村・南部地区の挙家離村戸数を集落別・年次別に表示すると第一表のとおりである。転出戸数二四戸のうち一七戸は四一年以降であるから、転出現象は四〇年代にはいつて激化したといえる。また、減少を集落別にみると、高清水、深瀬の二集落で一二戸を占め、この二集落が無住地区になってしまった。このように、南部地区は山田村域内での代表的な過疎化地区で、さらに南部地区のなかでも程度に地域性があって、二つの消滅集落と失格集落といってもよい集落（居舟、若狭）もできつつある。

(ハ) 消滅した二集落の離村経過を要約するとつぎのようになる。

(1) 高清水集落

山田村域の一番奥地でもっとも標高のたかいところにある集落である。にもかかわらず高清水は以前から農家四戸からなる部落であった。明治時代から高清水の村落領域内に黒鉛の鉱床があつて採掘が行なわれていた。大正末期が最盛期で当時は六〇～七〇人の者が働いていたという（周辺のムラからの雇用者を含む）。この鉱山が昭和四一年に廃坑になった。それまでは鉱山への雇用に頼っていた高清水の三戸の農家はこのために突如として山をおりざるをえなくなった。この部落で一番資産のあるG家は前から鉱山に依存せず造林に力をいれていた。した

がってG家だけはとくに山を下りる必要はなかったが、一戸では越冬生活ができないので四二年の暮に山を下りて居を村外に移した。高清水の四戸は各戸で数町歩の山林をもち、さらにその外に部落有林があった。G氏のリードで部落有林の大半がかなりまえから植林されていた。氏は隣接の村落の山にまで造林の手を拡げている。このように高清水では村落の領域内の資源に対して村落としての手をうってから部落を去った結果になっている点が注目される。離村跡地の造林の成果は世代交替期後になることを考慮して、四三年には山林地区内の各種の境界の目じるしになる杭打ちを四戸の共同の仕事として実施し、その記録をとめている。

高清水は四一年までは地元で所得機会があったから、挙家離村の前に家族員が単独で先行して離村したという家は一戸だけで、他はすべて四二年に一気に山を下りた。ただしG氏夫婦はその後も無雪期には山で生活し、人を雇って自分の経営する山林の育林・造林をつづけている。このような高清水の離村を本格的な挙村型離村と判断してよいかどうか簡単には判断できないが、「山」(集落の土地)の跡仕末をある程度やり、鎮守様も山を下ろして平場の神社に合祀しているという事実をみると、挙村型の一つのタイプのようにも考えられる。

(2) 深道集落

《ノート》 村落の移転

深道は高清水より下にある集落であって相対的には高清水よりも山田村の中心地区に近いところにある。しかし高清水のように地元で労力を雇用する資源がないから、主として林業労働あるいは出稼ぎで所得を補っていた家が多かった。普通の季節出稼ぎ型とちがいで、冬は家族全員がムラにいるかたちで越冬生活に対応していた。深道の離村の経過は三八年に一戸、三九年一戸、四一年は三戸、そして四五年に三戸というようにB₁・C₁型離村・移住をつづけて、本年にいたり遂に部落は無住地区になった。部落長について深道の各戸の離村年次を調べると三九年一戸、四〇年一戸、四一年一戸、四二年二戸、四三年一戸、四五年三戸ということになり、役場の数値と部落長のいう数値には四五年の三戸をのぞくと一年ずつのずれがある。この点をみると役場の住民台帳の扱いと村落内での離村の扱い方に相違があることを物語っている。

深道のように分散的に数年かかって戸数減をつづけて遂に全戸が離村してしまうタイプと、高清水のように一気に全戸が離村するタイプとがあるが、一般的な挙家離村現象の姿は深道のタイプといつてよい。それに対して計画的集村方式とは高清水タイプを実施しようとしているといえる。三八年からはじまった挙家離村の直接の原因は高清水の離村と共通しているが、挙村の離村の跡地の事情は非常に対照的である。深道にもかなりの

共有林があつて、高清水の造林熱に影響された結果、共有林を対象としてあるバルブ会社と契約造林をはじめた。この造林関連作業の雇用が深道の人たちの貴重な収入源になっていた。ところが昭和四〇年に会社の方の都合でこの契約が廃棄されて造林事業が中止された。深道は自力で造林をつづけることができず、以後は各戸がバラバラに行動することになり、遂に離村という対応をする家がでた。今日の状況では、高清水は領域の大半が人手を不要とする段階の「山」になっているが、深道の方はなお数年の手入れを必要とする「山」と全く造林に着手していないところという中途半端な状況のままで放棄されている。外見的には高清水も深道も四五年末の時点で完全に部落が山を下りたかたちになっているが、その「下り方」と跡地の処理の仕方がちがっている。高清水は分散移住をしているが、なお、「山」の管理を中心に村落機能の一部が生きているのに対して、深道の方はすでに村落自体が解散にちいかたちになっている。前述した挙家離村のパターンでいうと、高清水はB₃・C₁型、深道はB₁・C₁型ということができよう。

(二) 高清水、深道の二集落は無住地区になった。また行政上の手つづきからしても二部落の人々はすべて転出者として扱われている。したがって、みかけのうえでは二つの村落は消滅し

たといつてよからう。しかし、果たしてこの二つの村落がなくなったと理解してよいかというと速断できない。

高清水は山を下りてから三年を経過しているから跡地には住宅はない。前述のG家の建物は古い大きな合掌造りであったので、ある会社が建物を買いつたということであるが、他の三戸の建物は一部とり壊し、他は放棄されていた。そしてムラの神社も山を下りた。したがって高清水は「ムラの精神」も山を下りてしまったといつてよからう。部落の家々は分散して別々のところに住居をかまえ、それぞれがった新しい職業について生活している。であるから「住い方」はC₃型でもC₂型でもない。しかし、四戸の間では部落的結びつきは「山」の管理をめぐってなお残っている。

他方、高清水の領域内の「土地」はそのまま残っていて、周辺・隣接の他の村落の人々は高清水の土地の存在を認めている。したがって、「人」は住んでいないが(＝部落はない)、そこには依然として高清水の「集落の土地」は存続しているといわねばならない。このようにみると、高清水という一つの村落は、その部落的側面と集落的側面とが空間的に離れて存続していると理解できるのではないか。別のいい方をすれば、高清水部落は全戸が分散移住して高清水という場所にはなくなったが、高清水集落の「土地」はそこにある、といえる。問題はこの「土

地」と高清水山の「家と人」との関係、および高清水以外の「人」（主体）と高清水の「集落の土地」との関係はどうなるかという点である。

調査中には高清水のリーダ格であったG氏にしか面接できず、山を下りた高清水の他の人々が、「集落の土地」についてどのような土地観あるいは土地観をもっているかについて十分な実態を知ることができなかったが、質問者のいくつかの問題設定に対するG氏の答えあるいは考え方は、それらについてはすべてこれからの問題でよく判断できない、という姿勢のように受けとれた。高清水の場合は、将来の美林が約束されているのでこれを手放す気持はいまのところは全くない。したがって土地所有関係は残っている。また現に土地を利用もしている。

しかし、「山」の保全と加工に対して高清水の人々が何処まで参加すべきか、これが今後に残された大きい問題点と考えられる。おそらく「山」に異変がおければ、里に散った高清水の四戸は部落的行動をとるものと予想される。あるいは、個人所有の土地が山にあるだけとして、たんなる不在山地主的な対応をするのかも知れない。そして、四戸の各家の世代がかわったときに彼らがどういう土地観をもつのであろうか。この問題は「山」に対する行政の対応の仕方にも関係のある重要な問題である。

(ホ) 山田村当局の話では、深道の代表者がバルブ会社と契約をした造林地を含めて、深道の「集落の土地」全体を山田村で買ってくれないかと申し出たということである（村当局も働きかけた）。値段の点でまだこの話はまともではないが、このように「集落の土地」一切（建物や宅地を含めて）を売りだすという部落の意志と行動が実現するとすれば、そのときこそ深道という一つの村落の文字どおりの消滅と判断してよいのではないか。

このように、村落の移転すなわち華村型移転現象には「集落の土地」の処理の仕方いかんによって、村落存続型の移転と消滅型の移転とがある。後者の場合は比較的問題はないが、B₃・C₃型で移転先で「ムラづくり」をしようとする、「集落の土地」の処理あるいは土地観のいかんが大きい問題となろう。高清水、深道の移転ではそれぞれの村落の「土地」問題だけであったが、「ムラづくり」となると移り先の村落の「土地」を無視できない。すなわち、二つの村落の「土地」問題になる。そして、この「土地」処理との関連で、二つの部落（集団）の融合、合併といったこれまでにあまり例をみないむずかしい問題が生まれよう。受け入れる村落の領域（土地）の中にいま一つの村落がつくれるのであろうか。あるいは飛び地のかたちの「集落の土地」の交換分合といった方式が実現可能であろう

か、といったきわめて興味のある問題が展開しよう。

(へ) 村落についての、以上のような一般的理解と山田村における一、二の事例とを前提にする、いわゆる「村落の移転」ということはけっして単純な問題ではないといえよう。ある村落の居住者のすべてが居を他の土地へ移す現象を挙村型移転と呼び、そのなかに村落存続型と村落消滅型があると述べたが、用語の正確な使い方をすれば、村落の存続を目的とした移転が本来の「村落の移転」と理解すべきであろう。したがって、山田村の深道の場合は明らかに「村落の移転」ではないことになる。問題は高清水の場合である。前に触れたように、高清水の人々の意識のなかにも、山に高清水というムラが残っているといえるのか、あるいはもうムラはなくなったといえるのか、いまのところははっきりしていない。しかし、どうも高清水型の移転の場合は村落の「土地と家(人)」とが分離したかたちでなお高清水という村落は存続していると理解すべきではないか。したがってこれを「村落の移転」の一つのパターンと考えたい。

山田村当局の構想している南部地区の残存五集落(数納、若狭、居舟、鍋谷、谷)の約二〇戸の計画的集村方式は、移転類型でいえば $B_2 \cdot C_2$ (集団離村・団地づくり)型であるが、これは行政側の移転目的から出発した型である、それに対して山を

下りる各村落側の論理と心情とは $B_3 \cdot C_3$ (挙村離村・ムラづくり)型の移転を望んでいると思われる。また山を下りてくる人を受け入れる側の村落の普通の解釈はこの移転を $B_2 \cdot C_2$ 型か $B_3 \cdot C_3$ 型として受けとるにちがいない。このように、行政側と移転側および受け入れ側との間で、一つの移転現象の意味の評価やその内容について、必ずしも一致がみられないところに計画的な「村落の移転」問題のむずかしさがある。と同時に、これから各地で発生するものと予想される各種の離村現象とその過程のなかに、日本の村落のかくれていた本質的なもの、いろいろのかたちで露呈してくるのではないかと考えられる。

注(12) ここで土地感と土地観と区別して表現した意味は、

前者は個々人の土地に対する評価あるいは土地所有についての考え方を指し、後者すなわち土地観という方は、部落すなわち集団的な「集落の土地」に対する評価と部落成員の個々の土地所有についての部落意識とを表現させようという用語である。おそらく、原型的村落にあっては、ある村落における土地感と土地観との間にはあまり大きい差異はなかったと思われる。しかし、村落構造の変化に伴って、個人的土地感と、集团的土地観との間にずれが生まれてくると考えられる。